

質問に対する回答書⑪

首都圏中央連絡自動車道 狭山パーキングエリア拡張工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1		土砂防止柵について構造詳細図のご指示願います。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。従いまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
2	特記仕様書P8	特記仕様書P8に支障木撤去については発掘調査によらず着手する旨の記載がありますが伐根、運搬、処分することでその場を踏み荒らしすることになると思われませんが、処分まで進めてよいと考えてよいのでしょうか？	特記仕様書5-1に記載の注釈については、同項目の埋蔵文化財調査完了以前に工事に着手してはならないという規定によらず、「支障木撤去工」のみ調査完了以前に着手をするものであり、支障木の伐採までが対象とお考えください。
3	標準設計図集	標準設計図集より数量算出する用・排水溝は、基礎材ありと考えてよいのでしょうか。	標準設計図集に記載のとおり、契約項目名称に(F)がつく項目については、基礎材ありとお考えください。
4		埋文調査後の進入路設置については協議と考えてよいのでしょうか。特に外回りの付替市道施工の際は、工所用進入路が必要となります。	進入路については既存の市道を使用することを想定しており、監督員が必要と認めた場合は別途協議するものとお考えください。
5		雨水管改修、污水管改修、撤去工(マンホール、P(H)-2-φ0.60)施工の際、地下水の有無により施工方法が変わります。ボーリング調査の結果を提示願います。また、水替工が設計にありませんが地下水の状況により協議と考えればよいのでしょうか。	雨水管改修、污水管改修、撤去工(マンホール、P(H)-2-φ0.60)の施工については陸上掘削を想定していますが、工事契約後、監督員が必要と認めた場合は別途協議するものとお考えください。
6		外回り付替市道他の工種に必要な盛土材は、土取場①の土砂を利用するでよいのでしょうか。また、既に仮置きされているのでしょうか。	外回りについては付替市道に必要な盛土材は土取場①を、付替市道以外に必要な盛土材は土取場②の土砂を各々利用することを想定しています。また、仮置きについては、土取場①は工事工程表(概略工程表)に示すとおり令和6年10月の仮置き開始を想定して調整中であり、土取場②は特記仕様書5-1に示す埋蔵文化財の調査完了後に搬入が開始されるものとお考えください。
7		土取場への土砂搬入管理体制は、搬入路、出入口の管理、誘導員の配置、搬入土の仮置き・整地等については、搬入業者にて管理すると考えてよいのでしょうか。	特記仕様書26-1(6)に示すとおり、現在関係機関と協議中であり、本工事で行う必要が生じた場合は別途指示するものとお考えください。